

< 入札公告 兼 入札説明書 >

次のとおり、社会福祉法人真栄会が発注する「(仮称) 特別養護老人ホーム棕の木増床工事」について、条件付き一般競争入札を行います。

令和5年12月22日

社会福祉法人 真栄会
理事長 平岩 秀隆

1 入札に関する事項

- (1) 入札日時 令和6年2月6日 10時00分
- (2) 入札場所 埼玉県上尾市大字平塚322番地 特別養護老人ホーム棕の木
- (3) 工事名 (仮称) 特別養護老人ホーム棕の木増床工事
- (4) 工事場所 埼玉県上尾市大字平塚字下337他25筆
- (5) 工事概要
 - ア 敷地面積 10,565.08㎡
 - イ 構造規模 鉄骨造 地上3階建
 - ウ 延床面積 5,817.27㎡ (増築部分: 2,565.41㎡)
 - エ 建物用途 特別養護老人ホーム132床(増床数66床)、ショートステイ10床
- (6) 発注工種 建築一式
- (7) 工事期間 令和6年2月20日から令和7年2月28日
- (8) 設計監理 株式会社奥野設計 横浜事務所
(神奈川県横浜市中区山下町25-15 電話: 045-228-2056)

2 入札参加資格

入札に参加し、落札者となるためには、入札参加資格確認申請期限日(申請期間の末日)から落札決定までの全期間に渡って、次に掲げる要件をすべて満たしていることを要します。((1) の「シ」は落札候補者審査時に満たしていること。)

(1) 入札参加資格基本要件

- ア 埼玉県の競争入札参加資格(当該工事に係る業種)を有することについて埼玉県知事の認定を受けている者であること。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ウ 発注工種につき有効な経営事項審査結果通知を受けている者であること。
- エ 下請け総額が建設業法で定める額以上(建築工事6,000万円以上)の場合は、当該工事の種類にかかる特定建設業の許可を有する者であること。
- オ 埼玉県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- カ 2年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。ただし、会社更生法又は

民事再生法に基づく裁判所の更生（再生）手続の開始決定を受けた後、「ア」の競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。

キ 6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。ただし、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所の更生（再生）手続の開始決定を受けた後、「ア」の競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。

ク 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。

ケ 埼玉県税、消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

コ 発注工種に係る建設業法第26条の技術者を配置できる者であること。

サ 工事費内訳書（入札金額を積算したもの）を提出できる者であること。

シ 「営業所実態調査における指導事項の改善について（通知）」を埼玉県から受けた者は、改善確認通知を受けていること。

ス 社会保険等（健康保険、年金保険及び雇用保険）に加入している者であること。社会保険等未加入建設業者を一次下請契約の相手先としてはならない。

セ 社会福祉法人真栄会の役員又はその親族（以下「法人役員等」という。）が役員に就任している法人、法人役員等が議決権の過半数を有している法人その他の法人役員等が特別の利害関係を有する者でないこと。

ソ 本工事に係る設計業務等の受託者（株式会社奥野設計 横浜事務所）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関係がある者でないこと。

(2) 入札参加資格個別要件

ア 経営事項審査 建築一式工事において総合評定値（P）1100点以上であること。

イ 埼玉県内に本社、支社、支店があること。

ウ 令和5年12月22日現在の埼玉県競争入札参加資格者名簿における工事一式において、格付等級が㊤ランクかつ総合数値が1100点以上であること。

エ 特別養護老人ホーム（延床面積4500㎡以上）の施工実績があること。

3 入札日程

- | | |
|-------------|----------------------------|
| (1) 公告開始 | 令和5年12月22日 |
| (2) 募集期間 | 令和5年12月23日から
令和6年1月9日まで |
| (3) 仕様書等の配付 | 令和6年1月12日 |
| (4) 見積期間 | 令和6年1月15日から
令和6年2月5日まで |
| (5) 入札・開札 | 令和6年2月6日 |

4 入札参加資格確認申請等

入札参加希望者は、(2)により入札参加資格確認申請を行ってください。確認後、随時申請者全員に入札参加資格確認結果通知書を発送します。

ただし、入札参加資格「有」と通知された場合でも、開札後、改めて資格を確認し、資格が確認できた場合のみ落札者として決定しますので注意してください。

(1) 入札参加資格確認申請書の配付

下記の電子メールアドレス宛に入札参加資格確認申請書の配布を依頼してください。

nishiura.s@rengesou.or.jp

社会福祉法人真栄会 特別養護老人ホーム棕の木 担当：西浦爽晴 電話：048-856-9901

(2) 入札参加資格確認申請

ア 受付期間

令和5年12月23日から令和6年1月9日まで

イ 申請方法

郵送により次の住所あてに申請書を提出してください。

〒362-0011 埼玉県上尾市大字平塚322番

社会福祉法人真栄会 特別養護老人ホーム棕の木 担当：西浦爽晴

電話：048-856-9901

ウ 提出書類

(ア) 入札参加資格確認申請書

(イ) 建設業許可証明書

(ウ) 埼玉県の競争入札参加資格認定通知書の写し

(エ) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

(オ) 「2(2)ウ」に該当する施工実績を証明する書類(検査済証等)

(カ) 誓約書

(キ) 仕様書等の発送宛先住所、社名、部署、担当者氏名、

電話番号、電子メールアドレスを記載した書面

5 仕様書等の配付方法

(1) 仕様書等配付日

令和6年1月12日に、社会福祉法人真栄会 特別養護老人ホーム棕の木より電子メールにて送信します。

(2) 仕様書等の配付機関

〒362-0011 埼玉県上尾市大字平塚322番

社会福祉法人真栄会 特別養護老人ホーム棕の木 担当：西浦爽晴

電話：048-856-9901

nishiura.s@rengesou.or.jp

(3) 現場説明会

現場説明会は実施しません。

6 設計図書に関する質問及び回答

(1) 質問期間

令和6年1月15日から令和6年1月22日16時 まで

(2) 質問方法

質問期間内に、設計図書と一緒に配付する質問票（EXCELデータ）に質問事項を入力
のうえ、下記の 電子メールアドレスへ送信してください。

nishiura.s@rengesou.or.jp

社会福祉法人真栄会 特別養護老人ホーム棕の木 担当：西浦爽晴 電話 048-856-9901

なお、質問がない場合はその旨を電子メールで送信してください。

(3) 回答日

令和6年1月26日16時 まで

(4) 回答方法

回答及び追加・変更事項を、入札参加事業者全員に対して電子メールにて送信します。

7 最低制限価格

この入札では、最低制限価格を設定します。

8 入札書の提出

(1) 入札日に提出又は持参する書類

ア 入札参加資格確認結果通知書の原本

イ 委任状（代理人の場合）

ウ 本人確認ができる身分証明書（運転免許証等）

エ 入札書

オ 工事費内訳書（種目別内訳書、科目別内訳書）

(2) 入札書に記載する金額

入札書には、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積も
った契約金額の110分の100に相当する金額を記載してください。（落札決定に当たって
は、入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額（当該金額に1円未満の端数
があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とします。）

(3) 失格

次に掲げる者は失格とします。

ア 工事費内訳書の提出がない者（ただし、再度入札の場合は除く。）

イ 最低制限価格未満の価格をもって入札した者

(4) 入札執行回数

入札執行回数は、原則として1回としますが、開札の結果、予定価格の範囲内（最低制限価格以上）の入札がないときは、再度入札を1回行います。

なお、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者又は1回目の入札で失格となった者は再度入札に参加することができません。

9 落札候補者及び落札者の決定

予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とします。

落札候補者に対しては入札参加資格を審査し、要件を満たしていることが確認できた場合に落札者として決定します。

審査の結果、その者が要件を満たしていることが確認できないときは、当該入札を無効とし、次に価格の低い入札者について同様の審査を実施します。その入札を無効とした場合は、順次、価格の低い入札者から同様の審査をします。

ただし、最低の価格をもって入札を行った者が複数ある場合は、くじ引きにより落札候補者を決定し、その者について審査した上で、要件を満たしていることが確認できた場合に落札者として決定します。

10 落札候補者の提出書類

落札候補者として連絡を受けた者は、令和6年2月9日 16時までに次の書類を「社会福祉法人真栄会 特別養護老人ホーム棕の木」に持参してください。

(1) 工事費内訳書

入札金額を積算したもの。再度入札の場合は、再度入札金額を積算したもの。

端数処理の場合を除いて、値引きや割引など理由のない減額項目を記載しないこと。

種目別内訳書、科目別内訳書、細目別内訳書（数量、単価を記載したもの）。

(2) 配置予定技術者について、資格要件及び雇用関係を確認できる書類

11 契約事項

(1) 契約は、民間(七会)連合協定工事請負契約約款に基づく契約とします。

(2) 一括下請契約は、禁止します。

(3) 入札保証金は、免除します。

(4) 契約保証金は、契約金額の100分の10に相当する金額以上を契約締結と同時に納付するものとします。ただし、埼玉県債証券若しくは利付国債証券の提供又は金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第3条に規定する金融機関をいう。）若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。また、落札者が公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除するものとします。

(5) 支払条件

支払時期

ア 令和5年度埼玉県補助金交付後に請負金額の20%を支払う。

イ 竣工・引き渡し後、かつ令和6年度埼玉県補助金交付後に残金を支払う。

上記支払時期に変更がある場合は、その旨を発注者より請負者に対して書面にて通知するものとします。

なお、その場合、金利の精算は行わないものとします。

12 その他

(1) 落札者が契約締結までに「2」に掲げた入札参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しません。

(2) 契約の締結に当たっては、契約書の作成を要します。なお、契約書の作成に要する費用は、落札者の負担とします。

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。

(4) 次に掲げる入札は無効とします。

ア 入札参加資格のない者がした入札又は入札参加資格を確認した者で、落札決定までに入札参加の資格要件を欠いた者がした入札

イ 委任状を提出しない代理人がした入札

ウ 記名押印がない入札又は入札事項を表示しない入札

エ 入札参加資格の確認に必要な書類について虚偽の記載をした者が行った入札

オ 誤字、脱字等により意思表示が不明確な入札

カ 同一事項に対し、2通以上入札した入札

キ 談合等の不正が発覚したとき

ク その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 「10」の(1)に基づく工事費内訳書を提出しない者が行った入札は失格とします。

(6) 落札者が落札決定通知のあった日から35日以内に当該契約を締結しない場合は、その落札は効力を失います。

(7) 公正に入札を執行できないと認められる場合、又はそのおそれがある場合は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがあります。

(8) 開札した後であっても、契約を締結する前に、発注者による入札執行手続の誤り又は入札公告や設計図書の誤りが原因で、入札の公正性が損なわれていることが判明した場合には、入札を無効とすることがあります。

13 通達事項

(1) 仮設計画・搬出入計画などについては、事前に施主及び監理者と協議の上、計画を

立案すること。また工事着手前には近隣住民に対して工事説明会を行うこと。

- (2) 工事に伴う資材の搬出入及び騒音、振動、塵埃の発生については、工法や機種選定、配置などについて十分な検討を行うとともに、適切な養生及び仮設を行い、近隣住民への影響が最小限となるよう、配慮すること。また、工事で使用する重機については、低騒音・低振動型とし、また事故損失を未然に防止すること。万一事故損失が発生した場合には請負者の責任において処理すること。近隣対策費・損失補償費その他費用は一切を請負者の負担とする。
- (3) 工事期間中交通安全には十分留意し、通行止め等の必要がある場合には事前に広報活動を行うとともに、特に通学路における児童の安全確保を確実にすること。
- (4) 工事用車輛等の出入りに際し、交通整理員及び周辺道路の清掃人の配備等十分な計画を立てること。また周辺住民苦情が無いよう散水等の対策を講じ十分な配慮をすること。
- (5) 現場代理人の選出に当たっては、過去5年以内に同種施設の業務経験があり、注意事項を十分に理解し、対応できる能力を有する者とする。
- (6) 本工事は補助金を受ける事業であるため、関係機関から工事に関する指示等があった場合にはこれに従うこと。完了検査が実施されるため必要な対応を行うこと。
- (7) 工事の着工は令和6年2月下旬を予定しています。
- (8) 引き渡し（令和7年1月31日までを厳守）は、埼玉県竣工検査合格後となるため、検査期間～改善報告等必要な期間を見込んだ工程とすること。
- (9) 工事内容を把握するために必要な図書（図面、仕様書、工程表、施工図、各種検査結果、記録写真及び工事日報等）は常に、工事事務所に整備すること。
- (10) 受託が決定次第すみやかに、工事請負契約書案を作成し提出のこと。